

一般社団法人日本公園緑地協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本公園緑地協会と称し、英文ではParks and Open Space Association of Japan (略称 POSA) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く国民がみどりとオープンスペースの持つ多様な機能の恩恵を享受できるよう、公園、緑地、緑化等に関する事業の実施と促進を図り、またその成果を活用することにより、みどり豊かで良好な景観と快適な都市環境、社会環境を創出し、もって国民生活の質の向上と健康で文化的なまちづくり、国づくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 公園、緑地、広場、運動場、墓園、庭園、遊園地及び緑化並びに風致、景観、まちづくり、防災、健康、運動、レクリエーション、自然環境の保全、創出、活用（以下「公園緑地等」という。）に関する調査、研究、企画、計画、設計、技術開発等の実施
- 二 公園緑地等に関する事業の実施及び管理運営並びにこれらに付随する事業
- 三 公園緑地等に関する情報発信、交流、人材育成、知識、技術の普及啓発
- 四 公園緑地等に関する表彰、支援
- 五 公園緑地等に関する国際交流、国際協力
- 六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、国内外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した地方公共団体若しくは法人その他の団体（以下「団体正会員」という。）又は個人
- 二 賛助会員 この法人の目的及び事業を賛助する者
- 三 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推たいされた者

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において定めるところにより申込みをし、その承

認を受けなければならない。ただし、名誉会員については、この限りでない。

2 団体正会員にあっては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、届け出ることができる。

3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品は返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の退会をもって一般社団・財団法人法上の退社とする。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の1週間前までにその旨を通知し、社員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

一 この定款その他の規則に違反したとき。

二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、会長は除名した旨の通知をしなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

一 第7条に定める経費の負担を2年間履行しなかったとき。

二 総正会員の同意があったとき。

三 当該会員が死亡し、又は会員である法人その他の団体が解散したとき。

第4章 社員総会

（構成）

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権限）

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

一 会員の除名

二 理事及び監事の選任又は解任

三 理事及び監事の報酬等の額

四 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

五 定款の変更

六 解散及び残余財産の処分

七 事業の全部譲渡

八 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に支障があるときは、社員総会において副会長又は常務理事の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

(議決権の代理行使)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、代理人によってその議決権を行使できる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の場合、正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 20 条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までこれをこの法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 7名以上12名以内
 - 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会長が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選定された者が就任するまで、代表理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長)

第 28 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長 1 名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。
- 3 名誉会長の選任及び解任は、社員総会において決議する。
- 4 名誉会長は、無報酬とする。

(顧問)

第 29 条 この法人に、任意の機関として、6 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の相談に応じるほか、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は、理事会において別に定める額を支給することができる。

(研究顧問)

第 30 条 この法人に、任意の機関として、30 名以内の研究顧問を置くことができる。

- 2 研究顧問は、公園緑地等の調査、研究等について指導、助言を行う。
- 3 研究顧問は、会長が任免し、理事会に報告する。
- 4 研究顧問の報酬は、理事会において別に定める額を支給することができる。

(役員の一部免除)

第 31 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の役員損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第 34 条 理事会は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会長に支障があるときは、副会長又は常務理事の中から、会長があらかじめ指名した順序により、理事会を招集し、議長を務める。

(決議等)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 23 条第 3 項の規定による報告には適用し

ない。

(議事録)

第 36 条 理事会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを、変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 正味財産増減計算書

五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(資産の管理及び運営)

第 40 条 この法人の資産の管理及び運営は、会長が行うものとし、その方法は、理事会において別に定めるところによるものとする。

(会計原則等)

第 41 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

(基金)

第 42 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

4 基金を返還する場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。代替基金は、これを取り崩すことができない。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 43 条 会長は、この法人の業務の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て委員会を設置することができる。

2 委員会には、委員長及び委員を置き、会長がこれを委嘱する。

3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議に基づき会長が別に定める。

第 10 章 公園緑地研究所

(公園緑地研究所)

第 45 条 この法人に、公園緑地等の調査、研究等を行うため、公園緑地研究所（以下「研究所」という。）を置く。

2 研究所には、所長及び所要の職員を置く。所長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

3 研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議に基づき会長が別に定める。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 48 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条

第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は丸田頼一とする。